

1910年代台湾の地方農政

—米種改良事業を中心として—

やまだ あつし

はじめに

- 1、日本植民地時代前期の地方行政
- 2、地方庁の農政担当者
- 3、庁と農会
- 4、警察と米種改良事業

おわりにかえて

はじめに

今日の台湾に県や市という地方自治体があるように、日本植民地時代（1895－1945年）台湾にも、地方行政機関があつて台湾総督府から一部事務を割り振られていた。

さて、台湾の中心的産業は農業であつた。地方行政においても、農政が重視されていたはずである。では、実際に地方行政においてどのような組織が形成され、どのような人物が農政を担当して、どのような政策が打ち出されていたのか、となると以外と研究はない。それでも糖業においては、総督府での糖業保護政策の展開と絡めながら、1900年代の塩水港庁における糖業振興策の顛末を論じた森久男「台湾総督府の糖業保護政策の展開」（『台湾近現代史研究』創刊号，1978年4月，pp. 41-82）や、これまた総督府の政策を受けながらも独自の殖産興業を目指した嘉義庁を分析した拙稿「明治期台湾における糖業殖産興業政策——嘉義地方の小製糖業の実践と挫折を中心に——」（『現代中国』第68号，1994年7月，pp. 98-109）などがある。

一方、糖業と並んで台湾農業の中心であつた米穀業については、研究そのものは多いものの、地方農政と絡めた研究は見当たらない。従来の研究は、川野重任『台湾米穀経済論』（有斐閣，1941年1月）に代表されるように¹、蓬莱米と呼ばれる日本から導入して改良した品種（日本へは、台湾在来の品種よりも高値で多量に販売できた）に焦点をあて、その蓬莱米の市場での米価・流通量を中心課題としている。なるほど、米糖相克²や日本市場へ植民地米が大量流入することによって日本の農家が打撃を受けることを考えれば、その問題に議論が集中するのはうなずける。しかしながら、米作への日本統治の影響という観点から見れば、市場での米価・流通量にだけ焦点をあてたり、統治も中期になつた1920年代半ばに登場した蓬莱米にのみ焦点をあてたりするのは、ともに問題あると言わなければならない。蓬莱米登場までの20年余り、台湾総督府は米作に対してどんな施策を行ったのか、それら施策が地方でどのように実施されていたのかをも

分析する必要がある。

本論は上記の観点から、日本植民地時代の前期20年余りにおいて、地方行政機関が、米作に対しどのような農政を行っていたかを分析するものである。

1、日本植民地時代前期の地方行政機関

日本植民地時代前期の地方農政を解明するに当たり、まず当時の地方行政機関について整理しておこう³。日本植民地時代の地方行政機関は、1895年から1901年11月までの試行錯誤時代、1901年11月から1920年8月までの庁制時代、1920年9月から1945年までの州制および市街庄制時代の3時代に区分できる。

試行錯誤時代は、1896年3月の勅令第91号「台湾総督府地方官官制」によってまず3県（台北県・台中県・台南県）1庁（澎湖島庁）および県下各地に支庁を置くことで始まった⁴。しかるに翌1897年5月、勅令第152号「台湾総督府地方官官制」によって、6県（台北県・新竹県・台中県・嘉義県・台南県・鳳山県）3庁（宜蘭庁・台東庁・澎湖庁）および県庁下各地に弁務署を置く体制に改まり、個々の行政区画は細分化された。翌1898年6月、今度は勅令第108号「台湾総督府地方官官制」によって県を3県（台北県・台中県・台南県）に統合し（庁は若干の改変、弁務署は統合）、県の組織を拡大、部課制として技師や警部など高級官吏である奏任官⁵を配置して行政能力を持たせる体制に改めた。しかしながら、この時代はまだ抗日ゲリラの活動が盛んで、総督府の台湾統治自体が確立できていなかった。地方農政は実態調査に留まり⁶、地方行政機関側から何らかの施策を提示できたわけではない。また州制（日本の県制に当たるもので、台湾西部に5つの州をおいた。人口の少ない東部は庁のまま残した。また州協議会を置いて官選ながら民意代表とした）および市街庄制（日本の市町村制に当たるもので、州内に市街庄と協議会を置いた）時代は、本論でとりあげる日本植民地時代の前期20年余りとは重ならない。よってともに議論を省き、庁制について考察したい。

庁制は、1901年11月の勅令第202号「台湾総督府地方官官制」によって開始され、1920年7月公布（9月施行）の律令第3号「台湾州制」によって、一部地域を除いて終了した制度である。

庁制の特徴を整理すると以下の点を挙げることができるだろう。

- (1) 地方行政機関は庁のみであった。
- (2) 庁の管轄区域は小さかった。
- (3) 庁の組織は簡単で、配置された行政人員は少なかった。
- (4) 民意代表はなく、全くの官治だった。

(1) だが、試行錯誤時代や州制時代の地方行政機関が、総督府一県・庁一弁務署や、総督府一州一市街庄のような3級制を採用していたのに対し、庁制では総督府一庁の2級制であった。庁内各地に支庁が置かれたが、そこには警察官と雇員が配置されただけである。補助行政は行っていたが、庁内に張り巡らされた警察官派出所の統括拠点と考えるのが妥当である。

(2) だが、台湾全島および澎湖に1901年当初は20庁を配置していた。庁名を列挙すると、台

北庁・基隆庁・宜蘭庁・深坑庁・桃園庁⁷・新竹庁・苗栗庁・台中庁・彰化庁・南投庁・斗六庁・嘉義庁・塩水港庁・台南庁・蕃薯藜庁・鳳山庁・阿緱庁・恒春庁・台東庁・澎湖庁である。1909年に12庁へと整理したが、それでも試行錯誤時代および州制時代と比べて数が多く、管轄区域が小さい。小区域にわかれていた理由について、1909年10月の勅令第282号「台湾総督府地方官官制中改正」によって12庁へと整理するのに際し、内閣へ提出された資料に説明がある。

「去ル三十四年現行地方制度ヲ制定シタル当時ハ土匪尚所在ニ跳梁シ交通機関尚未タ整備セサル時代ナリシヲ以テ主トシテ保安ノ目的上用意ノ細密周到ヲ期スルヨリシテ地方庁ノ組織ヲ簡単ニシ其ノ管轄区域ヲ小区域ニ限局シタルモノナリ」⁸

すなわち、明治34（1901）年時点では抗日ゲリラの抵抗がまだ収まっていなかった。一応収束したのは翌1902年である。交通機関も未発達であり、縦貫鉄道が正式全通したのは整理前年の1908年であった。この状況において、管轄区域を小さくすることは、警備の実効を上げるの措置として妥当であったろう。

（3）だが、上記説明にもある通り、庁の組織は簡単であった。小さな管轄区域の地方行政組織が多数存在した以上、個々の行政組織への配置人数は少なからざるを得ず、一人何役もこなさなければならない。1901年当初、奏任官は庁長1人であって、他は中下級官吏である判任官、そして雇員と嘱託であった。庁の組織は一応、庶務課・警務課・税務課の3課に分かれていたが、主要業務は庁長1人が決済せざるを得なかった。判任官（属・警部・技手・通訳・警部補）の定数は台湾全体で、1230人以内と国によって定められていた。1庁平均で60人強となる。（1）の通り、他には上級行政機関の総督府しかなく、こちらは当然ながら地方出先機関を含めて多数の人員と予算を抱えていたので、総督府による中央集権制を採用していたとも言える。

（4）だが、1901年当初は、台湾人の名望家数名を参事に任命したのみである。参事は有給だが、顧問のような職務に過ぎなかった。1920年まで存続したが有名無実との指摘もある⁹。他の日本人・台湾人は庁行政に関与できなかった。

上記の通り、庁制は治安を考慮した小さな管轄区域と簡素で少人数の組織で開始されたが、西部平地の治安が安定し、産業開発や徴税にも対応できる余裕ができてくると、制度の大枠は変えないまでも、細部の手直しが行われるようになった。その最大のものが上記の1909年における庁の整理であって、台北庁・宜蘭庁・桃園庁・新竹庁・台中庁・南投庁・嘉義庁・台南庁・阿緱庁・花蓮港庁・台東庁・澎湖庁の12庁とした。

庁の整理以外にも、以下のような手直しが、整理と同時期か先立って行われた。

- （1）奏任官の増置。
- （2）税務吏の新設配置。
- （3）区の新設。

（1）だが、何段階かに分かれて増置されていった。まず1904年10月に勅令第218号「台湾総督府地方官官制中改正」によって、

前項職員ノ外俸給与算定額内ニ於テ台北庁ニ警視一人ヲ置クコトヲ得

警視ハ奏任トス

の条文が加えられ、最も規模が大きく、かつ総督府のお膝元である台北庁に、庁長に次ぐ奏任官として警視が配置された。庁では警務課長の役職についた。次いで、1906年5月に勅令第113号「台湾総督府地方官官制中改正」によって、

技師 奏任

庁技師ハ各庁ヲ通シテ専任十人ヲ以テ定員トス

として、技師（奏任官）が増置された。各庁を通じて10人が定員であったため、台北庁をはじめとする主要な庁に配置され、そうでない庁は兼任か無配置であった。この技師は、庁の庶務課に配置された。さらに12庁への整理と同時に、同じ勅令第282号によって、

俸給予算定額内ニ於テ各庁ヲ通シテ事務官十五人、警視十一人、

技師十二人ヲ置クコトヲ得

として、新たに事務官（奏任官）が配置され、警視と技師が増置された。事務官は庶務課長や税務課長の役職についた。1910年5月1日現在での庁の奏任官配置を『台湾総督府職員録』で見ると以下の通りである。

台北庁 庁長 1人

庶務課：事務官 2人（うち課長 1人）、

技師 1人（他に総督府技師である兼任者 1人）

警務課：警視 1人（課長）

財務課：事務官 1人（課長）

宜蘭庁 庁長 1人

桃園庁 庁長 1人

新竹庁 庁長 1人

庶務課：事務官 1人（課長）、技師 2人

警務課：警視 1人（課長、蕃務課の課長を兼任）

財務課：事務官 1人（課長）

台中庁 庁長 1人

庶務課：事務官 2人（うち課長 1人）、技師 2人

警務課：警視 1人（課長、蕃務課の課長を兼任）

財務課：事務官 1人（課長）

南投庁 庁長 1人

嘉義庁 庁長 1人

庶務課：事務官 1人（課長）、技師 2人

警務課：警視 1人（課長、蕃務課の課長を兼任）

財務課：事務官 1人（課長）

台南庁	庁長 1 人 庶務課：事務官 2 人（うち課長 1 人）、技師 2 人 警務課：警視 1 人（課長） 財務課：事務官 1 人（課長） 打狗支庁：警視 1 人（支庁長）
阿緞庁	庁長 1 人 庶務課：事務官 1 人（課長）、技師 2 人 警務課：警視 1 人（課長、蕃務課の課長を兼任） 財務課：事務官 1 人（課長）
花蓮港庁	庁長 1 人
台東庁	庁長 1 人
澎湖庁	庁長 1 人

これで主要な庁には、庁長以外にも高級官吏（奏任官）が配置された。

- (2) だが、1909年10月の勅令第291号「台湾総督府地方庁ニ税務吏設置」で、
台湾総督府地方庁ニ税務吏ヲ置キ徵税ノ事務ニ従事セシム
税務吏ハ判任トシ其の定員ハ台湾総督之ヲ定ム
税務吏ノ月俸ハ十五円以上三十円以下トシ地方税ノ支弁トス

として設置され、庁に配置された。これによって、庁の徴税能力は強化された。

(3) だが、1909年9月の勅令第217号「台湾街庄社ニ区長及区書記設置」によって設置され、1910年2月に施行された。すなわち、

- 第一条 台湾総督府管内街、庄、社又ハ数街庄社ニ区長一人区書記若干人ヲ置ク
区長及区書記ハ判任官ノ待遇トス
第二条 区長ハ庁長ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ行政事務ヲ補助執行ス
第三条 区書記ハ区長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス
……中略……
第六条 区書記ニハ手当ヲ給ス
区長ニハ事務費ヲ給スルコトヲ得
……後略……

というものである¹⁰。この区長や区書記の任用については、1909年10月の台湾総督府令第69号「区長及区書記任用規則」によって、

- 第一条 区長ハ所轄庁内ニ住居シ年齢三十歳以上ノ資産名望アル者ニシテ国語ノ素養ニ関シ修業年限6箇年ノ台湾公学校卒業以上ノ学力ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス
第二条 区書記ハ年齢十八歳以上ニシテ国語ノ素養ニ関シ修業年限6箇年ノ台湾公学校卒業以上ノ学力ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

……後略……

とされた。区長の規程に見えるように、これは、台湾人の名望家に庁の行政を補助させようというものであった。ただし府令第69号第一・二条の規程にもかかわらず、実際の区長や区書記の日本語能力は限りがあり、若干の事務を任せることができただけであった¹¹。

2、地方庁の農政担当者

本節では主題である地方庁の農政について、庁自体の組織、主導者を分析してみたい。まずは庁自体の組織から。前節でも触れたように、庁の組織は庁長の下に、庶務課・警務課・財務課の3課が置かれていた¹²。庁によっては蕃務課を置く所もあった。ただし、蕃務課長は警務課長が兼任し課員も多くなく、警務課の出先みたいなものである。このうち、農政を担当したのは庶務課である。庶務課には、事務官や属（判任官）とともに技師と技手（判任官）が配置されていた。台南庁を事例に庶務課の主要職員配置を見ると以下の通りである¹³。

庶務課長	事務官	高等官	五等	二級俸
文書係長	属	判任官		四級俸
庶務係長	属	判任官		三級俸
学務係長	属	判任官		三級俸
調停係長	事務官	高等官	六等	四級俸
殖産係長	技師	高等官	四等	二級俸
土木係長	技師	高等官	五等	三級俸
会計係長	属	判任官		四級俸

殖産係が農政を主導していたことは言うまでもない。土木係も農業水利の建設管理の方面から、農政と深く関係していた。なお警務課や蕃務課は、警視とともに警部や警部補が配置され、財務課には事務官や属官とともに税務吏が配置されていた。

つぎに農政の主導者について。前節で触れ、また上記の職員配置に見えるように、主要な庁の庶務課には技師が配置され、殖産係長と土木係長の役職についていた。台湾総督府『府報』各号を利用して、全ての庁技師とその任期を列挙すれば以下の通りである。

堀内 政一	台北庁技師（殖産）	1906/7/9－	1915/02/27
		(1907/1/12－ 1909/10/23は深坑庁技師を兼任)	
江口 光雄	台北庁技師（殖産）	1916/9/19－	1918/5/17
	嘉義庁技師（殖産）	1919/4/9－	1920/8/31（兼任：本官は総督府技師）
石渡 篤	台北庁技師（殖産）	1918/5/17－	1920/8/31
細谷 源四郎	基隆庁技師（殖産）	1906/8/16－	1909/10/23

藤村 誠太郎	新竹庁技師 (殖産)	1908/1/21 - 1913/6/13 (1909/10/24まで桃園庁技師を兼任)
岩崎 四郎作	新竹庁技師 (殖産)	1918/9/21 - 1920/8/31
吉田 碩造	台中庁技師 (殖産)	1906/8/16 - 1907/2/7 (苗栗庁技師を兼任)
小谷 武治	台中庁技師 (殖産)	1907/3/14 - 1909/7/31 (1907/6/8から苗栗庁技師を兼任)
久保 隆三	彰化庁技師 (殖産)	1909/7/6 - 1909/10/25 (南投庁技師を兼任)
	台中庁技師 (殖産)	1909/10/25 - 1915/2/27
	台南庁技師 (殖産)	1915/2/27 - 1916/12/11
磯 永吉	台中庁技師 (殖産)	1915/2/27 - 1920/8/31
菅野 修一郎	台中庁技師 (殖産)	1919/10/16 - 1920/8/31
東郷 実	彰化庁技師 (殖産)	1906/6/13 - 1907/6/14 (南投庁技師と斗六庁技師を兼任)
	台北庁技師 (殖産)	1915/2/27 - 1916/9/19
小笠原富次郎	嘉義庁技師 (殖産)	1906/6/13 - 1909/4/6死去 (南投庁技師と斗六庁技師を兼任)
網野 一寿	嘉義庁技師 (殖産)	1909/7/6 - 1915/2/27 (1909/10/25までは斗六庁技師を兼任)
	阿緱庁技師 (殖産)	1915/2/27 - 1920/8/31
赤城 五十羽	嘉義庁技師 (殖産)	1918/10/22 - 1920/8/31 (兼任、本官は総督府技手、1919/8/18から本官は総督府技師)
色部 米作	台南庁技師 (殖産)	1908/4/28 - 1915/2/27 (塩水港庁技師と蕃薯藔庁技師を兼任)
	嘉義庁技師 (殖産)	1915/2/27 - 1920/8/31
山田 拍探	台南庁技師 (殖産)	1916/12/11 - 1920/8/31
桑島 逸覚	鳳山庁技師 (殖産)	1907/4/5 - 1907/12/16 (阿緱庁技師を兼任)
	阿緱庁技師 (殖産)	1907/12/16 - 1915/2/27 (1909/10/23まで鳳山庁技師を兼任)
長嶺 林三郎	恒春庁技師 (殖産)	1906/6/13 - 1909/10/21 (台東庁技師を兼任)
三浦 慶次	台北庁技師 (土木)	1909/10/25 - 1916/10/3 (1911/10/16までは兼任、本官は土木部技師、以降は台北庁技師の専任)
梅田 清次	台北庁技師 (土木)	1916/10/3 - 1920/8/31
関山 良助	新竹庁技師 (土木)	1909/10/25 - 1911/10/10 死去
水野 五郎	台中庁技師 (土木)	1909/10/25 - 1913/6/13
長尾 正元	新竹庁技師 (土木)	1912/10/2 - 1913/6/4

	台中庁技師（土木）	1913/6/4－	1920/8/31	
桐谷 源蔵	嘉義庁技師（土木）	1910/1/15－	1911/4/1	死去
山本 和吉	嘉義庁技師（土木）	1911/8/29－	1920/8/31	
島田 宗一郎	台南庁技師（土木）	1909/10/25－	1917/6/28	
森田 松三郎	台南庁技師（土木）	1917/6/28－	1920/8/31	
磯田 清之輔	阿緱庁技師（土木）	1909/10/25－	1920/8/31	

上記のように、まず殖産技師が1906年中から各庁に配置され、次いで土木技師が1909年後半から各庁に配置された。これら技師の中には、蓬莱米の父と呼ばれる磯永吉や、植民政策で著述を行った東郷実などがおり、総督府の殖産局や土木局の技師と比べて遜色ない。そもそも彼ら庁技師達と、総督府殖産局・土木局の技師達とは人事交流があつて、表にも見えるように総督府技師が兼任したり、逆に総督府技師を兼任したりという例もあつた。また総督府技手が庁技師へと昇任する場合もあつた。

3、庁と農会

地方庁の農政については、現在残されている資料を見ると、地方庁が直接行ったというよりは、地方庁の指導監督下、農会や水利組合など諸組織を介して行っていたというのが正しい。特にその庁固有の農政（全台湾的な農政でも、庁毎に実施時期や手順が異なるものは庁固有となる）は、ほぼ農会などの諸組織によって行われていたと言って良い。これは、庁の財政支出を見ればわかる。比較的詳しい数字を示している台南庁の1918年度の支出を（表1）で見よう。支出は国費と地方税経費にわかれ、それぞれが經常部と臨時部にわかれてやや見づらいが、俸給を除くと、農政に関係している費用は畜産や林野を含めて、農事試験費と営林局（国費・經常部）、勸業費（国費・臨時部）、衛生費のうちの屠畜検査費（地方税経費・經常部）、獣疫予防費（地方税経費・臨時部）程度である。勸業費がやや多いほかは僅かな額に過ぎない。一方、台南庁農会の1918年度の支出は（表2）である。これが農政にとって十分な額かは議論の余地があるだろうが、少なくとも庁の支出を上回る額が計上されていることは間違いない。また、台湾総督府の事務官で殖産局農務課長だった今川淵が、1925年の講演で次のように述べていたことから、地方庁が農会を別働隊として機能させていたことを裏付けている¹⁴。

従前の農会即ち制度改正と云ふ画期的努力を呈する以前の農会は地方庁が其の地方庁夫々の特色を發揮するに必要なる仕事に対しては成るべく広汎なる利用を私共は許して居つたのであります

さて本節では、それら庁組織の中でも最も重要であつた農会を分析した上で、その農政の特徴を考えてみたい。

表 1 1918年度における台南庁の支出

出典：『台南庁概況』大正7年度版（頁は各項目の右上に記載）

単位は円で円以下切捨

国費経費支払決算のうち台南庁所属分 經常部		pp.96-97			
科目		予算額	決算額	残額	
款	項				
地方費		117,093	117,019	74	
	俸給		117,903	117,019	74
租税徴収費		79,907	79,907	44	
	俸給		40,784	40,748	15
	庁費及修繕費		6,482	6,471	10
	雑給及雑費		32,641	32,622	18
農事試験費		1,298	1,286	11	
	事務費		110	99	10
	事業費		1,188	1,186	1
営林局		2,452	2,451	0	
	特別経営費		2,452	2,451	0
諸支出金		99,760	99,760	0	
	諸支出金		99,760	99,760	0
計		300,511	300,397	132	

国費経費支払決算のうち台南庁所属分 臨時部		pp.96-97			
科目		予算額	決算額	残額	
款	項				
特別事業費		96	96	0	
	調査費		96	96	0
事業費		90,172	87,665	2,507	
	台南高等女学校 新営費		10,448	10,448	0
	市区改正費		76,672	74,316	2,356
	官有林野特別処 分費		797	652	144
	地租調査費		1,507	1,502	4
	河川調査費		80	77	2
	諸調査費		668	667	0
伝染病予防費		10,606	10,478	127	
	伝染病予防費		10,606	10,478	127
勸業費		36,624	36,281	342	
	林業試験場		3,548	3,547	0
	害虫駆除予防費		30,350	30,067	282
	獣疫予防費		2,726	2,666	59
災害費		8,085	7,952	132	
	道路橋梁其他風 水害復旧費		8,085	7,952	132
判任官以下臨時 手当		2,274	2,274	0	
	判任官以下臨時 手当		2,274	2,274	0
計		147,858	144,747	3,110	

地方税経費支払決算のうち台南庁所属分
經常部

pp 99-102

科目	予算額	決算額	残額
款 項			
地方庁	46,444	46,372	71
庁費	8,187	8,186	1
修繕費	3,990	3,990	0
旅費	14,168	14,143	25
雑給雑費	18,797	18,753	44
公費	1,300	1,299	0
警察費	309,019	301,634	4,384
俸給諸給	205,760	202,253	3,506
庁費	14,840	11,798	41
修繕費	9,980	9,912	69
旅費	35,583	35,192	390
保安費	2,296	2,000	295
電業費	2,969	2,953	15
雑給雑費	27,589	27,513	65
区長役場費	35,821	35,818	2
区長役場費	35,821	35,818	2
教育費	163,828	161,687	2,141
小学校費	66,390	65,351	1,039
公学校費	97,468	96,335	1,102
衛生費	29,927	29,215	712
公医費	6,967	6,967	0
伝染病予防費	6,036	5,624	411
駆黴諸費	6,917	6,913	3
下水及汚物掃除費	8,197	8,173	23
屠畜検査費	1,210	1,088	121
衛生品試験費	599	447	151
公園費	5,791	5,790	0
公園費	5,791	5,790	0
勸業費	5,658	5,524	134
勸業費	5,658	5,524	134
救育費	4,602	4,597	4
救育費	4,602	4,597	4
地方税取扱費	30,746	30,712	33
庁費	1,601	1,600	0
修繕費	345	344	0
旅費	6,487	6,469	18
雑給雑費	5,833	5,821	11
現金取扱費	14,371	4,371	0
調査委員費	2,109	2,105	4
諸支出金	21,570	18,904	2,666
諸支出金	21,570	18,904	2,666
計	653,411	643,259	10,152

地方税経費支払決算のうち台南庁所属分
臨時部

pp102-103

科目	予算額	決算額	残額
款 項			
宮繕土木費	158,146	157,259	886
宮繕費	68,263	34,951	311
土木費	72,629	72,072	557
渡船費	306	297	9
安平港浚渫費	16,947	16,938	8
災害費	3,137	3,018	118
災害費	3,137	3,018	118
獣疫予防費	996	704	291
獣疫予防費	996	704	291
補助費	5,795	5,795	0
補助費	5,795	5,795	0
奉迎費	3,805	3,795	9
警衛費	1,705	1,705	0
奉迎費	2,100	2,090	9
判任官以下臨時手当	6,497	6,497	0
判任官以下臨時手当	6,497	6,497	0
計	178,376	177,069	1,307

表2 台南庁農会の1918年度の支出 単位：円

費用別	詳細	金額
経常費	事務費	5,480
	俸給諸費	11,606
	旅費	3,272
	事業費	8,499
	営繕費	989
	其他	1,771
	小計	31,619
臨時費	事務費	15,775
	俸給諸費	12,437
	旅費	4,302
	営繕費	3,175
	其他	7,866
	小計	43,539
合計		75,159

出典、『台湾庁概況』（大正7年版），p. 114

農会について、『台中庁管内概要』（大正6年版）はpp. 160-161で以下のように沿革を述べている。

本庁農政ノ助長機関トシテ去ル明治三十六年其ノ設置ヲ見タル台中庁農会ハ専ラ農林業ノ改良発展ヲ企図シ来レルモ当時農会ハ何等法規ニ拠ルヘキモノナク且経費乏シキ為メ事業ノ経営意ノ如クナラサルモノアリシカ明治四十一年十一月台湾農会規則同施行規則發布セラレテ法人組織トナリ翌四十二年官制改正ニ拠リ元彰化庁農会及元苗栗庁農会区域ノ一部ヲ併合シ従テ其ノ区域著シク拡大シ会費ハ地租、官租、役牛、養豚等ニ賦課スルコトニ改メタルヲ以テ基礎益々鞏固トナリ整然タル発達ヲ遂ケテ庁下殖産事業ノ面目ヲ一新セントスルニ至レリすなわち、農会は、明治36（1903）年の台中庁農会をはじめ、1900年代前半に各地で設立された。その後、明治41（1908）年の「台湾農会規則」、「台湾農会施行規則」によって、法人組織となり、台湾の地方農政と不可分な機関となった、のである。

明治41年12月の律令第18号「台湾農会規則」¹⁵は以下の通りである。

第一条 農会ハ農業及林業ノ改良発達ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二条 農会ハ法人トス

第三条 農会ハ庁長ノ具申ニ依リ台湾総督之ヲ設置ス

国及公共団体ヲ除クノ外農会ノ区域内ニ於テ耕地、牧場、森林又ハ原野ヲ所有スル者及農業又ハ林業ヲ営ム者ハ総テ農会員トス

農会ノ区域ハ庁ノ区域ニ依ル

……中略……

第六条 農会ハ台湾総督ノ監督ヲ承ケ庁長之ヲ管理ス

第七条 農会ノ費用ハ規約ノ定ムル所ニ依リ会員之ヲ負担ス

前項ノ費用ノ徴収ニ関シテハ台湾租税滞納処分規則ヲ準用ス

……後略……

すなわち、庁一円をその区域とし、区域内の農業者の全体加入を強制し、租税同様の強制力で会費を徴収できたのである。

農会組織の一例として、1915年3月末現在における台中庁農会の組織を『台中庁農会報』第6号（大正3年度）から見てみよう。役員・評議員（pp. 10-15）は以下である。

会 長	枝徳二				
副会長	佐々木忠蔵				
評議員	佐々木忠蔵	島岩太郎	山田寿蔵	荒巻鉄之助	長尾正元 磯永吉
	呉徳功	辜顕栄	呉鸞祚	林烈堂	蔡蓮舫 楊瑤卿
	杜清	呉汝祥	陳紹年	林猷堂	
幹 事	磯永吉 坂上椿蔵				
支会長	(彰化) 河東田義一郎	(東勢角) 隈元多市郎	(大甲) 四宮義親		
	(沙轆) 吉津吉治	(葫蘆墩) 三舩丸幸吉	(員林) 龜谷源治		
	(鹿港) 沼沢伊蔵	(北斗) 林知眼	(二林) 山口孫一郎		

とあり、他に地方委員が並んでいた。これを『台湾総督府人事録』の大正4年5月1日現在（pp. 219-235）と照らし合わせると、

台中庁長	枝徳二				
台中庁庶務課長	佐々木忠蔵				
台中庁財務課長	島岩太郎				
台中庁庶務課・事務官	山田寿蔵				
台中庁警務課課長	荒巻鉄之助				
台中庁庶務課・技師	長尾正元				
台中庁庶務課・技師	磯永吉				
台中庁参事	呉徳功	辜顕栄	呉鸞祚	林烈堂	蔡蓮舫 楊瑤卿
	杜清	呉汝祥	陳紹年	林猷堂	
台中庁庶務課・属	坂上椿蔵				
彰化支庁長	河東田義一郎	東勢角支庁長	隈元多市郎	大甲支庁長	四宮義親
沙轆支庁長	吉津吉治	葫蘆墩支庁長	三舩丸幸吉	員林支庁長	龜谷源治
鹿港支庁長	沼沢伊蔵	北斗支庁長	林知眼	二林支庁長	山口孫一郎

という具合である。地方委員は全て区長であった。すなわち、庁の主要幹部が農会の中央部をそのまま兼ねた形となっていた。続いて職員（pp. 15-18）。ここには、技師1人、書記7人、技手

25人、有給嘱託3人、無給嘱託19人、茶業教師1人、通訳兼技手1人、通訳13人、雇1人が記されている。試みに職員リストから庁職員でもあるものを抜き出し、その肩書き右に記してみよう。

農会の肩書き	農会からの給与	氏名	庁での肩書きと給与または等級
技師	(無給)	磯永吉	庶務課・技師6等4級
技手	月手当5円	豊田俊五郎	庶務課・属5級(技手兼任)
技手	(無給)	笹原宗吉	庶務課・技手5級
技手	(無給)	上野 泰	庶務課・技手6級
技手	(無給)	町田種八郎	庶務課・技手7級
技手	(無給)	高村東一	庶務課・技手7級
技手	月俸48円	武生玉蔵	庶務課・技手・月俸10円
技手	月俸45円	菱川玄太郎	庶務課・技手・月俸5円
嘱託	(無給)	松元徳次郎 ¹⁶⁾	財務課・属3級
嘱託	(無給)	福井栄二	財務課・属4級
嘱託	(無給)	松山松次郎	庶務課・属4級
嘱託	(無給)	杉本二十	警務課・警部4級
嘱託	(無給)	久木山行実	財務課・属6級
嘱託	(無給)	平尾関太郎	庶務課・技手・月俸32円
嘱託	(無給)	藤上丹吾	東勢角支庁・雇・月俸35円
嘱託	(無給)	倉内保世	大甲支庁・雇・月俸27円
嘱託	(無給)	高梨潤二	葫蘆墩支庁・雇・月俸27円
嘱託	(無給)	向江喜兵衛	東勢角支庁・雇・月俸29円
嘱託	(無給)	山下直哉	彰化支庁・雇・月俸29円
嘱託	(無給)	上田元次郎	沙轆支庁・雇・月俸28円
嘱託	(無給)	宮崎義夫	員林支庁・雇・月俸18円
嘱託	(無給)	国田正二	北斗支庁・雇・月俸27円
嘱託	(無給)	後藤儀一	二林支庁・雇・月俸37円
嘱託	(無給)	峯忠一郎	鹿港支庁・雇・月俸30円

以上のように、技師と技手は台中庁庶務課と兼任のものが少なからず存在する。また無給嘱託の多くは、各課の判任官か、各支庁の雇員が本務である。

同様な人員配置は、他の農会でも言える。例えば、台北庁農会『台北庁農会報』第6回(大正2年度)には、p. 350以降に1914年3月31日現在の役員が記されているが、会長 井村大吉は台北庁長であり、副会長 河村徹は台北庁庶務課長であり、同じく副会長 市来半次郎は台北庁警務課長であった。評議員も同様であり、副会長2人の他は、小川要七(台北庁財務課長)、呉輔卿・王慶忠・洪以南・李景盛・蔡天培・莊延燦・游世清(何れも台北庁参事)であった。幹事も同様であり、堀内政一(台北庁庶務課・技師)、阪元軍二(台北庁庶務課・属2級)、越山正彦(台北庁庶務課・属4級)であった。支会長が支庁長、地方委員が各区長であり、職員のうち無給嘱託が台北庁の官吏や雇・嘱託であったことは言うまでもない。法的には農会は(法人ではあっても)官公庁ではないと総督府は規定していたものの¹⁷⁾、農会規則からも人的にも官公庁と言

っても過言ではなかった。

次いで農会の米穀についての事業について。農会が庁時代に取り組んでいた事業は幾つかある。例えば、前掲『台中庁農会報』第6号では、目次pp. 2-3に「第二 事業之部」として以下の項目を掲げている¹⁸。

- 一 農場
 - A 水稻 B 蔬菜 C 特用作物 D 芭蕉園 E 花卉園
 - F 牛畜改良 G 豚改良 H 家禽改良 I 緬羊飼養
- 二 蚕業
- 三 米種改良
 - A 事業施行計画 B 本年ニ於テ実施シタル事項
- 四 第八回共同苗代品評会第九回稻立毛競作会・第二回職員記述製作品展覧会
- 五 林業
- 六 農事視察
- 七 施肥茶園
- 八 農事講習及講話
- 九 肥料共同購買

以上の通り、農会附属の農場で諸作物の試験栽培や家畜の改良を行う他、養蚕事業を行い、米種改良事業を行い、また品評会や競作会も行っていった。これら事業のうち、農会が最も力を入れていたのは、『台中庁農会報』とは別途に厚い報告書を作成した米種改良事業であった。

米種改良という言葉については、台湾米の品種数を考えなければならない。植民地初期の台湾米は、品種が非常に多かった。例えば最初の本格的な報告である『台湾重要農作物調査 第一編 普通作物』（台湾総督府農事試験場編，1906年3月）は水稻379種・陸稻24種の合計403種を挙げている（p. 60）。その後も調査が進むに従って分類が精密になり、台湾総督府殖産局編『台湾之米』（昭和13年版）に至っては、第1期作447種・中間作182種・第2期作736種の合計1365種という多数を挙げている（p. 6）。また同じ品種で呼ばれている中にも、詳細に見れば複数の品種や雑種が混ざっていた。この多数の品種の中から好評の品種を選び、さらにその中でも収穫量の多いものを選び出し、そうでないものを淘汰する作業である。

一例として、台中庁での米種改良事業を見てみよう。『台中庁管内概況』pp. 129-131の「稻育種及米種改良」で同事業は以下のように述べている。長くなるが引用しよう。

庁下一箇年ノ産米額ハ約百二十万石ニシテ本島産額ノ四分ノ一ヲ超エ総移出額ノ五割ヲ占ムサレハ米ハ庁下物産ノ大宗タルノミナラス又全島ノ特産ナリ然リト雖由來台中米ハ本島ニ於テ其ノ覇ヲ唱フルモ栽培品種多数且雜駁ニシテ赤米ノ混淆極メテ多ク實質亦優良ナラサリシヲ以テ応急的一時改良法トシテ米種改良事業ヲ計画シ明治四十三年ヨリ引続き施行

セリ事業ノ大要ハ庁下多数ノ栽培品種ヲ統一的ニ少数優良ナルモノニ限定シ赤米ヲ除去スルト共ニ種子ノ精選ヲ行フモノニシテ四箇年ノ継続事業タリ而シテ第一次ハ事業大正二年第二次事業ハ同六年ヲ以テ完了セリ

……後略

すなわち、「庁下多数ノ栽培品種ヲ統一的ニ少数優良ナルモノニ限定シ赤米ヲ除去スルト共ニ種子ノ精選ヲ行フ」ことが米種改良事業であった。また、台中庁農会『第二次米種改良事業成績報告』（大正3年度）は、「第一編 事業計画一斑」の「第一章 目的」で、以下のように述べている。

明治四十三年度計画実施ニ係ル米種改良事業ハ大正二年度ニ於テ之カ結了ヲ告ケ庁下ノ産米ハ著シク面目ヲ改メ第一次計画トシテハ豫期ノ効果ヲ収メタリト雖尚ホ幾多改善ノ余地アリ茲ニ第二次計画ヲ立テ異品種ノ淘汰赤米ノ除却ニ努メ之レカ産額ノ増収ト品質ノ向上ヲ図リ以テ益々品種ヲ純粹ナラシメントス (p. 1)

具体的な米種改良事業については、どうであろうか。これも台中庁の事例について、『第二次米種改良事業成績報告』に依拠しながら論じてみよう。

まず「第二章 事業施行ニ関スル機関」では、「第一節 区域」として、「第一区 警務課直轄」、「第二区 沙轆支会」、「第三区 東勢角支会」、の順に「第十区 二林支会」まで10区域に割っている。最初は直轄地域、ついで支会（すなわち支庁）毎の区域割である (pp. 1-2)。

そして、「第三章 事業施行方法」の「第一節 基本調査」で、

- 一 第一次計画ニ於テ限定シタル各品種ニ対シ警察官吏派出所区域ヲ一區トシ其特質良否並ニ異名同種及同名異種ヲ精密ニ調査スルモノトス
- 二 前項ノ調査終レハ各期作毎ニ水陸稲別ニ粳種三種以内糯一種類ニ限定スルモノトス
- 三 前項ニ於テ限定シタル品種ニ対シ各農家ノ品種別所望数量並栽培見込面積ヲ調査スルモノトス

但本調査ハ関係地方委員並ニ囑託員ヲ立会セシムルモノトス

- 四 前項ノ調査終レハ其書類ハ一定ノ様式ニ依リ編纂シ之ヲ台帳トシテ支会ニ保管シ其ノ集計シタルモノヲ本会ニ報告スルモノトス (pp. 2-3)

として、調査活動から開始している。三の項目に注意したい。事業は庁農会主導で行われるとしても、農民側の同意がなければ進展しない。農会から配布された稲粳を食用に回し、苗代には手持ちの従来からの粳を蒔くという選択を、農民は採り得たからである。よって「各農家ノ品種別所望数量並栽培見込面積」を調査することが必要なのである。

この調査活動では、品種を「精密ニ調査スル」とあるが、「第三章 事業施行方法」の「第三節 品種ノ限定」では、具体的な調査方法を以下のように述べている。

- 一 各支会ハ豫メ日割ヲ定メ主ナル農民ヲ召集シ関係囑託員及地方委員立会ノ上支会勤務技術員ハ本事業ノ趣旨及施行方法ニ就キ詳細説明スルモノトス
- 二 警察官吏派出所管内ヲ一区域トシ従来栽培セル稲ニ付各品種毎ニ特徴及異名同種同名異

種ニ付詳細ナル調査ヲ行ヒ其成績ヲ本会ニ報告スルモノトス

三 警察官吏派出所管内ヲ一区域トシ従来栽培セル稲ニ付左記項目ニ準拠シ各期作毎ニ水陸稲各三種以内糯一種ニ限定スルモノトス

(項目は下記に記述につき略)

四 右品種ノ限定ニ就テハ支会長ノ意見ヲ具シ会長ノ決裁ヲ受クルモノトス

(pp. 4-5)

すなわち、稲の特徴などの詳細な記述を求めている。その記述項目は、粳糯別・早中晩・草丈・強弱・分蘖ノ多少・穂ノ長短大小・芒ノ有無・穂ノ粒数(十穂ノ平均)・脱粒ノ難度・玄米ノ特質大小形状色沢等・炊飯トシテ粘力ノ強弱風味ノ佳否或ハ醸造用トシテノ良否・収量ノ多少・農民ノ希望・移出米トシテノ適否、の14項目に渡っていた。

調査活動の次は、選択された原種子の蕃殖(増殖)である。「第三章 事業施行方法」の「第二節 原種子蕃殖」では、以下の通り計画している。第一期作については、

大正四年ニ採種シタル原種十五石ヲ大正五年ニ栽培シ約七百五十石ヲ獲ル見込ナルモ其内ヨリ赤米異品種等ヲ除却スル為メ二百五十石ヲ淘汰スルモノト看做シ優良種五百石ヲ獲ル見込大正五年ニ採種シタル五百石ヲ大正六年ニ栽培シテ約二万五千石ヲ獲ル見込ナルモ其内ヨリ前項ノ理由ニ依リ七千五百石ヲ淘汰スルモノト看做シ優良種一万七千五百石ヲ獲ル見込右一万七千五百石ハ大正七年第一期作ニ於テ全管内ニ悉ク普及スルモノトス (p. 3)

として、当初の3年度で原種を栽培・淘汰・増殖し、最終年度でそれを農民の希望を考慮しながら、全庁下に普及させるというものである。また第二期作も同様な方法が行われた。

なお、全庁下に普及させるにあたっては、農民に改良籾を配布すると同時に、農民から手持ち籾を交換という形で取り上げなければならない。そこで手持ち籾の分量1に対し、2割増しした1.2の分量で改良籾を交換する形で、農民の利益になるように配布した¹⁹。

事業の進展についても、上記『台中庁管内概況』が示した通り、4ヵ年程度を単位とした事業を何度か連続して行う方法が採用されていた。すなわち、台中庁では、第1次事業(1910-1913年)、第2次事業(1914-1917年)として実施された。その後は単なる選択だけでなく、純系育種及び交配による稲種改良事業を加味して事業が進み、第3次事業(1918-1921年)、さらに地方制度が庁制から州庁制にかわり台中州になった後も、第4次事業(1922-1925年)を実施した²⁰。ただし事業年度は庁によって違っていた。最も徹底した阿緱庁は、1905年から試験をはじめ、1907年から1921年までに第1次から第4次の改良を行った。高雄州になった後も、第5次(1921-1924年)、第6次(1925-1928年)、第7次(1930-1933年)と改良を進めた²¹。

4、警察と米種改良事業

前節に記した通り、庁制において農政を実質的に行っていたのは庁農会であった。庁農会は庁の各課・各支庁と半ば重なる形で組織を形成し、庁内の農政を司っていた。しかしながら、区域が細分化されているといっても、広い庁では日本の小さな県に相当する面積を有した。もちろん

農業人口も多かった。各庁の農業人口は（表3）の通りで、最大の台中庁の農業人口は37万人弱に達していた。また海岸から山地まで地形的にも多彩である。一方、農会職員は、前節に述べたように限られた人数しかいない。この限られた人数で、米種の改良という農家1軒1軒に対応せざるを得ない、きめ細かな対応ができたのであろうか。

表3 台湾の農業者人口（1913年12月末日現在） 単位：人

庁名	自作者	自作兼小作者	小作者	計
台北	74,975	55,430	110,472	240,877
宜蘭	14,930	20,841	32,752	68,523
桃園	39,826	34,612	55,000	129,438
新竹	64,795	31,972	141,687	238,454
台中	94,056	90,264	184,219	368,539
南投	31,922	25,215	34,932	92,069
嘉義	133,056	118,673	159,917	411,646
台南	108,854	121,048	112,686	342,588
阿緞	57,909	54,150	91,428	203,487
台東	23,232	5,478	779	29,489
花蓮港	22,789	1,723	1,249	25,761
澎湖	45,301	2,693	603	48,597
計	711,645	562,099	925,724	2,199,468

出典：台湾総督府民政部殖産局『台湾農会要覧』
（殖産局出版第111号，1915年7月），p.182

それを解く鍵が、前節で引用した『第二次米種改良事業成績報告』に書かれている。まず「第一節 基本調査」の区域割に注目してみよう。「第一節 区域」に記したように、農会の支会、すなわち支庁毎に区域を割っていたが、それでは事業実施には広すぎるらしく、さらに区域を細分して調査している。その調査区域として利用されたのが、警察官吏派出所区域であった。

すなわち、警務課直轄の第一区での基本調査は、（表4）のように実施された（全て1914年）。警察官吏派出所毎の実施である。表の通り、立会い者としての警察官氏名まで明らかになっている。他の区でも（氏名は出さずに例えば、警部補1、巡査2、巡査補2、など人数で記しているところもあるが）同様に警察官吏が立ち会ったことが、記されている。

籾の交換にも警察官吏は関係した。基本調査が詳細なものとは言え、準備作業に留まるのに対し、籾の交換は、多量かつ複数種類の改良籾を農村へと運び、それを農民から提供を受けた手持ち籾と、交換比率や希望種類を守りながら交換するという、煩雑かつ不正の起こりやすい作業である。よって、警察官吏は単なる立会いだけでなく、交換の事前準備にも携わった。具体的な携わり方について、台中庁農会『米種改良事業成績報告』（大正2年度）は、第1次事業の第七区鹿港支会の事例として、以下のように記している（p.94、下線は引用者）。

表4 台中庁農会の第2次米種改良事業に際し、警務課直轄地域で行われた基本調査の開催日・区域・出席者・品種数・立会者

月日	警察官吏 派出所名	保 正 出席者数	一般農民 出席者数	従来品種数		予定限定品種数		立会者
				第一期作	第二期作	第一期作	第二期作	
10月23日	車籠埔	5	30	2	3	3	2	渡辺巡査
10月23日	太平庄	6	70	4	4	3	3	吉松巡査、地方委員
10月23日	万斗六	6	33	4	4	4	4	佐々木巡査
10月24日	四張犁	6	53	5	5	4	3	東巡査、地方委員
10月24日	三十張犁	14	118	5	5	4	3	中山巡査、楊巡査
10月24日	阿罩霧	11	20	5	5	4	4	古崎警部補、本田巡査
10月25日	西大墩	13	10	5	5	4	4	
10月25日	犁頭店	13	114	5	5	4	4	白坂巡査
10月25日	下茄苳	3	25	5	4	4	4	竹元巡査
10月26日	烏日	7	59	5	5	4	4	早川巡査、地方委員
10月26日	樹仔脚	5	33	5	5	4	4	山下警部補、黄巡査補
10月26日	台中	10	50	4	5	1	5	宇佐川、明石、長谷川、 山本四巡査
10月27日	五張犁	4	49	5	5	4	4	本間巡査
10月27日	大里杙	12	58	5	5	4	4	中馬巡査
10月27日	喀哩	5	50	5	5	4	4	一方井巡査
合計	15	120	772	69	70	58	56	23

出典：台中庁農会『第二次米種改良事業成績報告』（大正3年度），pp.14-15

本期作原種採取前ニ当リ米作者ノ所望種子量並ニ作付面積ヲ再調ノ為メ關係警察官吏派出所毎ニ保正甲長並ニ老農ヲ招集シ明治四十三年基本調査ニ準拠シ再ヒ原種所望数量ヲ調査シ置キ左記事項ヲ警察官吏囑託ヲ經テ一般米作者ヘ周知セシメ置キ後交換ヲ開始セリ

- 一、交換ハ各自持参シタル籾ノ数量ヲ検シ技術員立会ノ上管理人ヨリ相当ノ原種ヲ交付ス
- 二、交換事務ノ進行ヲ計ル為メ原種ハ当日各自ニ配付セス保正甲長並ニ管理人ニテ責任ヲ負ハシメ保管ヲナシ更ニ期日ヲ定メ一般米作者ヘ交付ス

……以下略

また同様に、第九区北斗支会の事例は以下である（p. 95、下線は引用者）。

原種交換前原種交換数量簿ヲ警察官吏派出所囑託員ヲ經テ各保毎ニ交付シ一面施行日割ヲ一般農民ニ通知スルト同時ニ注意事項トシテ左ノ如ク示達シタリ

- 一、曩日保正ニ交付シ置キタル原種交換数量簿ハ交換前日迄必ラス所轄警察官吏派出所へ提出スルコト
- 二、交換当日ハ保正甲長部内一般米作者ヲ残ラス呼集シ置クコト

……中略……

- 八、原種交換ニ際シテハ技術員並ニ囑託員立会ノ上施行シ原種ヲ容レタル袋ニハ立会者ノ印章ヲ以テ封印ヲ行フコト

すなわち、警察官吏が囑託とか派出所の利用とかで、籾の交換に関与していたのである。保正や甲長も立ち会っているが、彼ら保甲役員が警察の指導監督下にあることは言うまでもない。

このように警察が、形式上は官公庁ではない農会が実施している米種改良事業に関与したこと

については、総督府民政長官から各庁長への通達が根拠となっている。その通達は、1912年7月の民殖第2933号「農会ノ米種改良事業ニ関シ警察官吏囑託ノ件」といい、内容は以下である²²。

貴庁農会経営ニ係ル米種改良事業結了ニ至ル迄各地駐在警察官吏ヲ該農会ノ臨時囑託トシ警察常務ニ支障ナキ範囲内ニ於テ該事業ノ助力ヲ為サシメ収果上違算ナキヲ期セシメラルヘク
尚本件囑託ノ場合ハ貴官限り随時許可相成ルヘク

すなわち、警察本来の業務に支障のない範囲内という但し書きつきではあるが、庁長は各地駐在警察官吏を農会の米種改良事業の囑託（補助員）として、随時使用して良いと認めたわけである。支障のない範囲内とは言っても、「収果上違算ナキヲ期セシメラルヘク」、すなわち米種改良事業を確実に実行せよと通達しているわけであるから、警察官吏を積極的に使えと言っているのと変わらない。実際には台中庁だけで（表5）の通り、多数の警察官吏が使用された。これは第1回の米種改良事業であるが、第2回以降も、1914年9月の民殖第4065号「米種改良事業ニ関シ警察官吏ヲ助力セシムル件」として²³、

貴庁農会経営ニ係ル米種改良事業ハ引続き施行可致ニ付各地駐在警察官吏ヲ従前ノ通り之カ助力ヲ為サシメ収果上違算ナキヲ期セラルヘク

右依命通達ス

として警察官吏の使用が、「収果上違算ナキヲ期セラルヘク」すなわち米種改良事業を確実に実行するために、認められた。

表5 台中庁の第1次米種改良事業における囑託員

直轄及支会名	警察官吏数					計	保正	合計
	警部	警部補	巡查	巡查補				
直轄	8	4	32	13		57	140	197
沙轆支会	0	3	28	27		58	84	142
東勢角支会	0	3	15	6		24	38	62
胡蘆墩支会	0	3	19	12		34	59	93
大甲支会	0	4	15	14		33	50	83
彰化支会	1	4	29	24		58	133	191
鹿港支会	0	4	26	15		45	92	137
員林支会	0	3	26	17		46	88	134
北斗支会	0	3	24	11		38	94	132
二林支会	0	2	17	8		27	38	65
計	9	33	231	147		420	816	1236

出典：台中庁農会『米種改良事業報告』（大正2年度），pp. 248-249

おわりにかえて

本論は、植民地時代前期20年余りにおける台湾の地方農政、特に米作へのそれについて、初歩的な考察を試みたものである。資料が豊富で先行研究にも比較的恵まれている後期の農政に比べると不明な点はまだまだ多いが、とりあえず以下の点は言えるようである。

まず、地方庁であるが、職員数は警察を除くと少なく、農政に関係する人数も当初は中下級技術者である技手が若干居たのに過ぎなかったことは注目できる。その後、主要な庁には高級技術官僚である技師が、殖産技師が1906年から、土木技師は1909年から配置されたが、それらも1-4名に留まっていた。よって植民地時代前期の地方庁の農政関係職員自体は、庁下の人口に比べて過少な数に留まっていた。

とはいえ、地方庁の農政部門は、その別働隊として庁農会を抱えていた。この農会が抱えている中下級技術者が庁の技術者不足を補っていた。また、支庁や区の庁や職員を支会や地方委員そして囑託として抱えることで、庁内各地へ影響力を行使しようと努めていた。実際の農政を見ると、庁の農政はほとんど、庁農会によって遂行されていたと言って良い。

そして、地方農政の課題としては、養蚕業の普及や家畜の改良、それに品評会活動などもあったが、最大の課題は、米の品種改良であった。これは米種改良事業と呼ばれ、多種多様な米が栽培されていた中から、性質が良く、収穫量が多く、赤米でないものを選抜し、他を淘汰するものであった。これには、地方庁の農政部門および庁農会が総動員体制で事業にあたっていた。

このような全地域を対象とし、共同苗代の管理や、稲粃の大々的な交換を必要とする大規模事業を遂行するにあたっては、警察万能の台湾らしく、警察組織が動員された。警察組織を動員することによって、少ない職員数で、めんどろかつきめ細かな地区割りが必要な米種改良事業を遂行できた。

今後の課題として、今回は庁農会が地方庁の別働隊であるということと、庁農会の最大の課題が米種改良事業であったという指摘に留まり、その具体的な動きを十分に明らかにし得たとはいえない。農会については、本論でも使用したが、各農会毎に年1回発行されたい農会報があり、そこには予算・決算も記載されている。これを詳しく分析することで、農会の具体的な動きがより明らかにできないかと考えている。また、庁と農会の使い分けなども、より理解できると思われる。

そえから、これは農政に限らず、植民地時代史全体における課題だが、米種改良事業への台湾人側（農民はもちろん、地主の）反応を探ることも、残された重要な課題である。もちろん資料的制約は大きいであろうが、日本人側の記載という間接的な形であっても分析を試みたい。

¹ 最近の研究として、台湾米だけを扱ったものではないが、中嶋航一「米の日本帝国内分業と外米依存の構造」(『社会経済史学』第64巻6号, 1999年2月, pp. 1-31)がある。

² 米価がサトウキビ栽培面積へ影響する現象。すなわち米価が上がるとサトウキビ栽培から米作に転換する農家が出てサトウキビ栽培面積が縮小したことを言う。蓬莱米は、それまでの台湾在来米と比べ日本市場で高く売れた。よって、蓬莱米の生産が拡大すると、サトウキビの栽培面積がより縮小した。これを日本資本が運営する大製糖会社各社は問題視した。

³ 植民地時代の地方行政は、黄昭堂『台湾総督府』(岩波新書, 1981年4月)がp. 154以降で触れている。それ以降も幾つか研究がある。最近の研究には、傳奕銘「戦前台湾における地方制度」(『現代台湾研究』第22号, 2001年10月, pp. 90-109)がある。しかしながら、地方農政を主題としたものはない。

- ¹ 1895年6月17日に総督府が行政を開始した時点でも、地方仮官制が用意されていた。しかし総督府は台湾北部を占領しただけで、実際に地方行政が行われたわけではない。次いで8月に総督府は軍政組織に移行し、地方仮官制を棚上げとしたので、地方行政機関として1895年時点の話は無視して良いだろう。なお試行錯誤時代のそれぞれの地方の行政機関と区域の沿革については、庁時代の編輯された管内概要の類に記載されている。例えば、台中庁については『台中庁管内概要』（大正6年版）のpp. 23-24に記載されている。
- ⁵ 戦前日本の役所は、高等官・判任官・雇員の3層を基本構造とし、それに嘱託や今日のアルバイトに類似する傭員を加えて営まれていた。このうち高等官は、高等文官試験の合格者や高級技術者および行政経験豊かな人物から構成され、役所の指導的職務についていた。高等官の中でも、任命の勅命かでのを勅任官、台湾総督のように就任に際して親任式を挙げるのを親任官と呼ぶ。それ以外は内閣総理などが天皇に奏上して任命することから奏任官と呼ばれた。これら高等官はその就任の方法からも明らかのように、天皇が任免権を持つ官吏であり、台湾の地方官吏の任免であっても内閣『官報』に記載された。判任官は、普通文官試験の合格者および中下級技術者やある程度の行政能力を持つ人物から構成され、役所の主力であった。彼らの任免権はその役所の長（ただし庁については総督）が持っていた。雇員はそれ以外の役所の常雇い職員である。正規の官吏とは見なされず、給与も多くないが、常雇いであることには変わらない。雇員の任免権はその役所の長が持っていた。高等官・判任官については、黄昭堂前掲書pp. 217-220にも記載がある。
- なお近年の植民地時代台湾の官僚研究には、波形昭一「植民地台湾の官僚人事と経済官僚」（波形昭一・堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』、日本経済評論社、2000年6月、pp. 303-336）がある。
- ⁶ 台北県が行った『台北県下農家経済調査書』（同県、1899年）などがある。
- ⁷ 当初、桃園庁は桃仔園庁、阿緱庁は阿猴庁と呼ばれていたが、土地調査事業の終了とともに地名の整理改正が行われ、庁名も改められた。
- ⁸ 「台湾総督府地方官官制中ヲ改正ス」（『公文類聚』・第三十三編・明治四十二年・第三卷・官職二・官制二・官制二（内務省））。これは、台湾の地方官官制改正を内閣が承認したときの説明文である。原文には今日の使用が相応しくない語句もあるが、資料であるので現行字体に換えただけでそのまま引用した。
- ⁹ 水越幸一「地方制度の要旨」（台湾総督府内務局地方課編『地方改良講習会講演集』、1925年1月）p. 2。水越は当時、台湾総督府事務官として台湾地方制度の権威であった。
- ¹⁰ なお区制とは別に保甲制があった。台湾人世帯10戸で1甲を組織させ、10甲で1保を組織させて、警察の指導下に置いた。これも地方行政の補助に利用されたことは言うまでもない。
- ¹¹ 水越前掲論文p. 7では、「独立した区長役場の建物を有るて居る街庄は極めて少く多くは私宅や廟の一部を事務室にして事務を執つて居つた、中には可なり整頓した処もあつたが大体は不整理であつた様である」「実際に事務を扱ふ区書記は公学校の卒業程度のもが多く法令の解釈さへ充分出来ぬ」と区制の実態を指摘し、「つまり地方行政は庁長が一人でやつて居つたので補助機関たるべき街庄職員は殆んど役に立たない」とまで論じていた。
- ¹² 課以外にも幾つか組織があった庁もある。例えば、娼婦の身体検査や治療を行っていた婦人病院である。ただし、このような組織にいたのは嘱託や雇員のみであった。
- ¹³ 台南庁『台南庁管内概況』（大正5年版）、p. 103。なお奏任官も高等官なので、この資料では事務官や技師を高等官と書いている。
- ¹⁴ 今川淵「農政に就いて」（台湾総督府内務局地方課編『地方改良講習会講演集』、1925年1月）p. 263。
- ¹⁵ とりあえず、台湾総督府民政部殖産局『台湾農会要覧』（殖産局出版第111号、1915年7月）のpp. 5-7の記載に依った。
- ¹⁶ 原文は徳二郎だが徳次郎の誤字と判断した。他にも誤字らしいのが多々ある。
- ¹⁷ 「農会ハ公署ナリヤ否ヤニ関スル件」という、総督府民政長官から各庁長への回答（1912年2月、民殖第2828号ノ2）が残されている。それでは、
今般嘉義庁農会ヨリ台湾農会規則ニ依リ設置セラレタル農会ハ民法施行法第五条ノ公署ナリヤ否ヤニ付同

出相成候処右農会ハ同条ノ公署ト看做スヘカラサル旨該庁長へ及通達候条了知相成依命此段及通達候也として、農会が官公庁（公署）であることを明確に否定している。この回答など農会に関して各庁長へ通達・通牒された重要事項は、前掲『台湾農会要覧』のpp.56-76に記載されている。上記回答も、p.67に記載されている。

- ¹⁸ 原文ではA、B、Cを1行ずつ記しているがここでは圧縮記載した。また四はA、B、CからGまで詳細を記しているがここでは省いた。
- ¹⁹ 台中庁農会『米種改良事業成績報告』（大正2年度），pp.90-96。これは第1次米種改良事業の最終年度に行われた、改良籾と農民の手持ち籾との交換を記している。
- ²⁰ 台中州農会『第四次米種改良事業年報』（大正11年 第一年目 報），p.1。
- ²¹ 高雄州『高雄州産業調査会農業部資料 上』（同州，1936年9月），p.396。
- ²² 前掲『台湾農会要覧』p.69。なおこの通達は、宜蘭・新竹・台中・南投・嘉義・台南の各庁長へ出された。また、台北・桃園の各庁長へは、1913年9月の民殖第3805号で同意味の通達が出された。
- ²³ 前掲『台湾農会要覧』p.74。なおこの通達は、台中・阿緱の両庁長へ出された。掲載された要覧の刊行年度の関係で、他の庁へも同様な通達が出されたかは不明である。